

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日は、  
日曜日、  
休日は、  
翌日)

## 目 次

◇ 告 示 町等の区域の変更等（地方課）

青少年に有害な図書類の指定（児童家庭課）

土地改良法による換地処分（農村整備課）

地籍調査事業計画の変更（〃）

県道の区域の変更（道路課）

県道の供用の開始（〃）

開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）

◇ 公安規則 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（警務課）

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

## 告 示

### 鳥取県告示第七百六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による耳地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成三年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

区域を変更する町及び字の名称

同上の区域（平成三年五月十日現在の地番による。）

原 鴨河内字上向河

鴨河内字上向河原のうち二三八六の一、二三八七の一、二三八七の三、二三八七の四、二三八八の一、二三八八の三、二三八九の一、二三八九の三、二三九〇の一、二三九〇の三、二三九一の一、二三九一の三、二三九二の一、二三九二の三、二三九三の一、二三九三の三、二三九三の四、二三九四、二三九五の一、二三九五の二、二三九五の五、二三九五の六、二三九六の一、二三九六の三、二三九六の五、二三九六の六の一部、二三九六の八、二四〇〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

原 鴨河内字東上河

鴨河内字東上河原のうち二四一一の一、二四一一の三、二四一一の四、二四一二の三、二四一四の一、二四一五の一、二四一六の一、二四一七の一、二四二二の一、二四二三の一、二四二五の一、二四三〇の一以外の区域

耳字西下河原	耳字柳河原二九五、二九六の二と一体をなす国有地の一部 耳字西下河原のうち三六の三から三六の三まで、三八の一、三八の三から三八の五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
耳字東下河原	耳字西下河原三六の三から三六の三まで、三八の一の区域、三八の三から三八の五までの一部及びこれらと一体をなす国有地 耳字東下河原のうち六二の区域以外の区域 耳字廣見河原八二、八五の一、八五の二、八六、八七、八八から九〇までの一部、九八の一部、九九から一〇五まで、一〇六から一〇八までの一部、一二二の一、一二二の二、一二二から一二四まで及びこれらと一体をなす国有地 耳字中田二三四の一部 耳字湯瀬平一四〇の一、一四一と一体をなす国有地の一部
耳字湯瀬平	耳字湯瀬平のうち一四〇の一、一四一、一四三、一四四の二、一四四の三、一四九と一体をなす国有地以外の区域 耳字東下河原六二の一部 耳字中田二二三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
耳字サコ	耳字湯瀬平一四三、一四四の二、一四四の三、一四九と一体をなす国有地 耳字サコのうち一六〇の一部、一六一の一部、一八四の一部、一八五の一部、一八六から一八八まで、一八九の一部、一九〇、一九一から一九九までの一部、二〇七の一部、二〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一七四、一八四、一八八、一九九、二〇〇と一体をなす国有地の一部以外の区域 耳字中田二二二から二二七まで、二二八の一、二二八の二、二二九の一部、二三〇の一部、二四一の一部、二五五から
耳字中田	二五七）合併までの一部及びこれらと一体をなす国有地 二五八）合併までの一部及びこれらと一体をなす国有地 耳字石佛三二九の一の一部、三二九の二の一部、三三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 耳字シゲジカ三八三の一部、三八四の一部及びこれらと一体をなす国有地 耳字サコ平三九四の一部 耳字廣見河原九七の一部、九八の一部、一〇六から一〇八までの一部、一〇九、一一〇から一一三までの一部、一一四から一二〇まで及びこれらと一体をなす国有地 耳字湯瀬平一四一と一体をなす国有地の一部 耳字サコ一八八の一部、一九〇から一九九までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一八八、一九九、二〇〇と一体をなす国有地の一部 耳字中田のうち二二二から二二七まで、二二八の一、二二八の二、二二九の一部、二三〇の一部、二三三の一部、二三四の一部、二四一の一部、二五四から二五九までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 耳字松木河原二六一の一の一部、二六三の一部、二六四から二七一まで、二七二の一の一部、二七二の二の一部、二七三の一部、二七四の一部、二七五の一の一部、二八一から二八三までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
耳字松木河原	鴨河内字上向河原二三八六の一、二三八七の一、二三八七の三、二三八七の四、二三八八の一、二三八八の三、二三八九の一、二三八九の三、二八九〇の一、二八九〇の三、二八九一の一、二八九一の三、二八九二の一、二八九二の三、二八九三の一、二八九三の三、二八九三の四、二八九四、二八九五の一、二八九五の二、二八九五の五、二八九五の六、二八九六の一、二八九六の三、二八九六の五、二八九六の六の一部、二八九六の八、二四〇〇及びこれらと一体をなす国有地

<p>耳字柳河原</p>	<p>鴨河内字東上河原二四一の一、二四一一の三、二四一二の一、二四一二の三、二四一四の一、二四一五の一、二四一六の一、二四一七の一、二四二二の一、二四二三の一、二四二五の一、二四三〇の一の一部 耳字松木河原二七五の一の一部、二七五の二の一部、二七六の一の一部、二七六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二七六の二と一体をなす国有地の一部 耳字柳河原のうち二八七から二九〇まで、二九一の一部、二九二の一部、二九三の一の一部、二九三の二の一部、二九四の一部、三〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二九五、二九六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 耳字横道三四九から三五一までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>耳字石佛</p>	<p>耳字西下河原三八の一の一部、三八の三から三八の五までの一部及びこれらと一体をなす国有地 耳字廣見河原八八から九〇までの一部、九一から九六まで、九七の一部、九八の一部、一一〇から一一三までの一部及びこれらと一体をなす国有地 耳字松木河原のうち二六一の一、二六一の二、二六二の一、二六二の二、二六三から二七一まで、二七二の一の一部、二七二の二の一部、二七三の一部、二七四の一部、二七五の一の一部、二七五の二、二七六の一の一部、二七六の二の一部、二八一から二八三までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二七六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>耳字横道</p>	<p>鴨河内字東上河原二四三〇の一の一部 耳字柳河原三〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地 耳字石佛三三一の一部及び三三六の二と一体をなす国有地の一部 耳字横道のうち三三七の一部、三三八の一の一部、三三八の二の一部、三三九の一の一部、三三八から三五一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三三九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 耳字上河原八〇二の一、八〇三の一及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>耳字シゲジカ</p>	<p>なす国有地 耳字松木河原二六一の一の一部、二六一の二、二六二の一、二六二の二、二六三の一部、二七四の一部、二七五の一の一部、二七五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 耳字柳河原二八七から二九〇まで、二九一の一部、二九二の一部、二九三の一の一部、二九三の二の一部、二九四の一部及びこれらと一体をなす国有地 耳字石佛のうち三二九の一の一部、三二九の二の一部、三三〇の一部、三三一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三三六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 耳字横道三三七の一部、三三八の一の一部、三三八の二の一部、三三九の一の一部、三四八から三五一までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>耳字サコ</p>	<p>耳字サコ一八四の一部、一八五の一部、一八六、一八七、一八八から一九一までの一部、二〇七の一部、二〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一七四、一八四と一体をなす国有地の一部 耳字中田二五四の一部、二五九の一部及びこれらと一体を</p>	<p>耳字サコ</p>	<p>耳字サコ一六〇の一部、一六一の一部及びこれらと一体をなす国有地 耳字石佛三二九の二の一部、三三〇の一部、三三一の一部及びこれらと一体をなす国有地 耳字横道三三九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三三九の一と一体をなす国有地の一部 耳字シゲジカのうち三七三の一部、三七四の二、三七四の</p>

耳字サコ平	<p>三の一部、三八三の一部、三八四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三七二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>耳字サコ平三九四の一部</p> <p>耳字山留五三六から五三八までの一部</p> <p>耳字ミハカ尻五七七の一部及びこれと一体をなす国有地並びに五七六と一体をなす国有地の一部</p>
耳字坂ノ元	<p>耳字坂ノ元のうち四二八の一部、四二九、四三〇の一部以外の区域</p>
耳字田後谷	<p>耳字田後谷のうち四三四の一部、四三六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
耳字焼尾	<p>耳字焼尾のうち四三七の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
耳字池谷	<p>耳字坂ノ元四二八の一部、四二九、四三〇の一部</p> <p>耳字田後谷四三四の一部、四三六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>耳字焼尾四三七の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>耳字池谷の全域</p>
耳字山留	<p>耳字山留のうち五三六から五三八までの一部、五四四の一部、五四七の一部以外の区域</p>
耳字ミハカ尻	<p>耳字シケヅカ三七三の一部、三七四の二、三七四の三の一部及び三七二の一と一体をなす国有地の一部</p> <p>耳字山留五四四の一部、五四七の一部</p> <p>耳字ミハカ尻のうち五七七の一部、六〇〇の一の一部、六</p>
耳字殿屋敷	<p>〇〇の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五七六、六〇〇の二、六〇〇の四、六〇一の一、六〇二、六〇三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
耳字妙法塚	<p>耳字ミハカ尻六〇三と一体をなす国有地の一部</p> <p>耳字殿屋敷のうち六一九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>耳字鳥の子七二八の一部、七二九、七三〇、七三一の一部、七三二の一部、七三四から七三七までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>耳字上ミ田七三八の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
耳字鳥ノ子	<p>耳字妙法塚のうち六九五、六九八、六九九の一の一部、六九九の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
耳字上ミ田	<p>耳字鳥ノ子のうち七二三の一、七二三の三の一部、七二三の四、七二四から七三七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
耳字上ミ田	<p>耳字ミハカ尻六〇〇の一の一部、六〇〇の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六〇〇の二、六〇〇の四、六〇一の一、六〇二、六〇三と一体をなす国有地の一部</p> <p>耳字殿屋敷六一九の一と一体をなす国有地の一部</p> <p>耳字妙法塚六九五、六九八、六九九の一の一部、六九九の三及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>耳字鳥ノ子七二三の一、七二三の三の一部、七二三の四、七二四から七二七まで、七二八の一部、七三一の一部、七三二の一部、七三三、七三四から七三七までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>耳字上ミ田のうち七三八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>耳字大地木七七七の四、七八五の二、七八五の三、七九一</p>

耳字大地木	の二及びこれらと一体をなす国有地 耳字上河原八一九の四、八二〇の一、八二〇の五、八二一 の一、八二一の三と一体をなす国有地の一部
耳字大地木のうち七七七の四、七八五の二、七八五の三、 七九一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 耳字上河原八〇九の一の一部、八一の一、八一の三、 八一三の一、八一三の二、八一三の四、八一四の一、八一 四の三、八一八の一、八一八の三の一部、八一九の一、八 一九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地	
耳字上河原	耳字上河原のうち八〇二の一、八〇三の一、八〇九の一の 一部、八一の一、八一の三、八一三の一、八一三の二、 八一三の四、八一四の一、八一四の三、八一八の一、八一 八の三の一部、八一九の一、八一九の四の一部及びこれら と一体をなす国有地並びに八一九の四、八二〇の一、八二 〇の五、八二二の一、八二二の三と一体をなす国有地の一 部以外の区域
廃止する字の名称	耳字廣見河原

鳥取県告示第七百六十二号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）  
 第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図  
 書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

地 址 番 号	種 別	題 名	冊 号	発 行 記 号 等	類 別
4251	雑誌その他 の刊行物	Gヌボット		雑誌 AW-22	表示された発 行所名 ADWORK
4252	"	Candy		LP-12	アリス出版
4253	"	JUST FUCK		310B -12	Do企画
4254	"	少女 fan		SL-12 L	Do企画
4255	"	DESIRE-X		ME-12 L	Do企画
4256	"	月刊 Heni	6月号	雑誌 1792 7-6	株式会社ピデオ出 版
4257	"	写真 Jack	7月号	雑誌 0440 7-7	株式会社大洋書房
4258	"	わたのしみ生撮女子高生	8月号	雑誌 0211 9-8	考友社出版株式会 社
4259	"	ギヤルズアクション	8月号	雑誌 0258 8-8	考友社出版株式会 社
4260	"	CITY PRESS	8月号	雑誌 0433 9-8	株式会社東京三世 社
4261	"	激写通信	11月号	なし	不明
4262	"	ピデオフラッシュ	11月号	雑誌コー ド133 79-11	株式会社浪速書房
4263	"	ペンクエニア	11月号	なし	三共図書出版社
4264	"	VIDEO GAL通信	46	なし	三共図書出版社
4265	"	ページン vol. 4		雑誌 5391 0-87	三和出版

4266	"	美少女解剖クラブ	雑誌 5 1 4 1 2—42	松文館
4267	"	ぷっつんマイク LOVE 6	雑誌 5 0 3 2 3—07	スコラ
4268	"	マテリアルガール 1	雑誌 5 1 8 1 1—32	辰巳出版
4269	"	愛のリハーサル	雑誌 5 2 1 1 1—92	東京三世社
4270	"	コットンコミック 11月号	雑誌 5 0 3 7 7 7—11	株式会社東京三世社
4271	"	COMIC BEAT 11月増刊号 SHAKE	雑誌 5 1 3 9 6 —11/15	株式会社東京三世社
4272	"	ブランチイッシュの蘭	雑誌 5 5 4 1 1—32	東京三世社
4273	"	シルキイロマンス	雑誌 5 5 4 1 1—67	東京三世社
4274	"	FUZZY—FULL ふあじい	雑誌 5 7 7 5 0—22	富士美出版
4275	"	いけないハートランド	なし	フランス書院
4276	"	ABCはいけない授業!	なし	フランス書院
4277	"	めしませ美少女	なし	フランス書院
4278	"	校内写生 vol.4	雑誌 5 0 4 1 7—22	ライオン社
4279	"	ペーパーボムTHEATER 1	雑誌 5 0 4 1 6—62	ライオン社
4280	"	FUCK 1	雑誌 5 0 4 1 6—31	ライオン社
4281	"	イソノアニテア	雑誌 5 3 8 1 0—89	ワニマガジン社

鳥取県告示第七百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、大鴨土地改良区が行う土地改良事業に係る耳地区の換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成三年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百六十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定に基づき定められた地籍調査に関する県の計画に基づく平成三年度における鳥取市及び赤碕町が行う事業計画を次のとおり変更したので、告示する。

平成三年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行う者の名称	変更前後の別	調査地 域	調査期間	調査面積 (平方キロメートル)
鳥取市	変更前	鳥取市弥宜谷及び香取の各一部	平成四年三月三十一日まで	〇・四三
	変更後	"	"	〇・三九
赤碕町	変更前	東伯郡赤碕町大字尾張、大字湯坂、大字寛津及び大字梅田の各一部	"	一・四三
	変更後	東伯郡赤碕町大字尾張及び大字湯坂の各一部	"	一・二四

鳥取県告示第七百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、  
 県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。  
 その関係図面は、平成三年十月二十九日から二週間鳥取県土木部道路課  
 において一般の縦覧に供する。

平成三年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変更前後別 敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)
		変更前	変更後	
江府中和 用瀬線	日野郡江府町大字宮市字カキ尻 八二一―一地先から同字八二三 ―一地先まで	一〇・二 一・二 〇	一〇・五 一・三 〇	八二・二

鳥取県告示第七百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、  
 次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。  
 その関係図面は、平成三年十一月一日から二週間鳥取県土木部道路課に  
 おいて一般の縦覧に供する。

平成三年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の年月日
江府中和 用瀬線	日野郡江府町大字宮市字カキ尻八二 一―一地先から同字八二三―一地先 まで	平成三年十一月一日

鳥取県告示第七百六十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年  
 法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号  
 平成三年四月五日 鳥取県指令受都計三―二第一号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
 鳥取市徳尾字石橋ノ一
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 鳥取市徳尾四四〇―二  
 株式会社尾崎  
 代表取締役 尾崎義人

鳥取県告示第七百六十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年十月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年六月十一日 鳥取県指令受米土維第百六十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市東福原字赤岩

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市東福原四〇九

阿部忠次郎

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年十月二十九日

鳥取県公安委員会委員長 松田 喜代次

鳥取県公安委員会規則第四号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三号へ中「及び日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法（昭和四十年法律第百四十六号）」を削る。

附則

この規則は、平成三年十一月一日から施行する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九十号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成三年十月二十九日

鳥取県公安委員会委員長 松田 喜代次

遊技機の種類	型	式	遊技機業者名
--------	---	---	--------



	" 麻雀物語 II	株式会社平和
ばちんこ遊技機	ポヨソロックV	株式会社三洋物産
"	ダウンタウンV	"
"	来々軒	"
"	わっしょい2	マルホン工業株式会社
"	わっしょい8	"
"	ダッコちゃん	"
"	ハッピーソネア	株式会社ソフイア
"	ニュートラソフP-5	"
"	カッパズギ	"
"	リキゾーP-2	"
"	回転寿司港店	株式会社ニューギン
"	ダンジョンズ金ちゃんE	"
"	トルネード	株式会社高尾
"	トルネードB	"
"	ウルトラ麻雀8	京楽産業株式会社
"	エクスタゾローラー2	"